

個人市・府民税申請により減免

個人市・府民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されませんが、次の要件に該当し、徴収猶予や納期限の延長などによって支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられます。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- ②失業などで所得が無くなり、生活が著しく困難となった場合（退職の場合、表の離職理由に該当する場合のみ）
- ③学生および生徒（前年）
- ④災害により大きな損害を受けた場合（前年の合計所得金額が1千万円以下）
- ⑤その他特別の事情がある場合

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。

各納期限までに申請を受ける場合は、各納期限までに納税通知書や前述の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係へ。

※納期限を過ぎたもの

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※上記は「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

障がいのある人の軽自動車税（種別割）減免申請は7月1日（月）まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

- ①障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
- ②障がいのある人が18歳未満、または身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持するなどの場合
- ③身体障がい者などのみで構成される世帯が所有する車を、介護者が常時運転する場合

※車の所有者や障がいの種類・等級ごとに条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

右記のQRコードを読み込み、ご確認ください。



7月1日（月）までに令和6年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って税務課市民税係へ。

※年度途中の減免や、自動車税（普通自動車）との同時減免はできません。

税務課市民税係 ☎983・2164

市税・国民健康保険料は納期限内に納付を

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくり等、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。納期限内の納付をお願いします。

市税・国民健康保険料の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税（普通徴収）	6月・8月・10月・12月
軽自動車税（種別割）	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

納付方法

①口座振替

口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関には同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

②スマートフォン決済アプリ

次の対象アプリをインストールしたスマートフォンを用意して、納付書のバーコードを読み取り、納付してください。

対象アプリ ▶ Pay Pay ▶ LINE Pay ▶ au PAY ▶ d払い

※利用方法等の詳細は、右記のQRコードを読み込み、ご確認ください。



④地方税お支払サイト

次の対象税目のみ、納付書に印刷された地方税統一QRコード（eL-QR）を利用することで、全国のeL-QR対応金融機関で納付することができます。

対象税目 ▶ 市民税・府民税（普通徴収）▶ 固定資産税・都市計画税▶ 軽自動車税（種別割）

詳しくは市ホームページ（右記QRコードからアクセス可）をご覧ください。



コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

マルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニュー

を選択し、手順に従って操作してください。ご利用できる店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁

取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税（非課税）証明書

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

※12月29日～1月3日は利用不可。

※5月30日（木）～6月2日（日）は、税の証明書の発行不可。

交付手数料

1通200円（市役所窓口での交付は1通300円）

納期限が過ぎた場合は京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」

に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業等により、納期限までに納付が困難

な場合は、各納税通知書が届いてから第1期納期限（市・府民税や軽自動車税、国民健康保険料は7月1日（月））までに担当課へご相談ください。※内容により、京都地方税機構で相談いただく場合があります。